

8,000 億円突破のふるさと納税 指定取消にご注意を

総務省が公表した調査結果※によれば、令和 3 年度のふるさと納税の受入総額が前年度と比べて 1.2 倍の 8,302 億円となりました。これは平成 20 年度のふるさと納税導入後、最も多い金額です。

ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）へ行った寄附のうち、2,000 円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。

上記調査結果によれば「ふるさと納税」による住民税控除の適用者数は、前年度から 1.3 倍増加の 741 万人でした。

(2) 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が 5 ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記調査結果では (1) の 5 割強に相当する 375 万人が適用しました。

指定が取り消された団体

(1) 指定を受けるには

団体が指定を受けるには、一定の期間内に申出書を提出します。指定期間は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間となっているため、指定を受けたい希望がある限り、申出書は毎年提出します。

ただし、仮にその申出書を基に指定を受けたとしても、指定期間内に取消を受ける場合があります。

(2) 取消を受けた団体

令和 4 年 9 月 30 日までの指定期間内に、指定が取り消された団体は、8 月 20 日現在、以下の 2 団体です。

団体名	指定取消期間
都農町 (宮崎県)	令和 4 年 1 月 18 日 ～令和 6 年 1 月 17 日 (2 年間)
洲本市 (兵庫県)	令和 4 年 5 月 1 日 ～令和 6 年 4 月 30 日 (2 年間)

指定取消期間開始日の前日までの寄附については、ふるさと納税の適用を受けることができます。該当する方で確定申告をする場合は受領証などの書類を破棄しない、あるいは“ワンストップ特例制度”を適用される場合には、所定の手続きを忘れないようにしましょう。

また、10 月 1 日以降に寄附する場合は新たな指定期間となるため、必ず指定団体の確認をしましょう。

なお、約 2 年前に指定が取り消された高知県奈半利町は、令和 4 年 7 月 22 日に指定取消期間の満了を迎えました。10 月 1 日以降の寄附について指定を受けるかもしれませんね。

※) 総務省 HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000108.html

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

改正育児介護休業法の施行（産後パパ育休の創設・育児休業の分割取得）

10 月 1 日より改正育児介護休業法が施行され、男性の育児休業取得促進策として、産後パパ育休（出生時育児休業）の制度が新たに設けられます。これにより子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで育児休業を取得できるようになります。また、子が 1 歳になるまでの育児休業については、分割して 2 回まで取得することができるようになります。

各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

年次有給休暇の付与

4 月入社の新入社員の年次有給休暇は通常 10 月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧に教えます！
◎何でも質問 OK です！

日程 2022 年 10 月 13 日(木)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）
会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 名様】
*おひとり様追加毎に +5,000 円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*9 月 2 日 (金) 9 月誕生会

9 月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。
電話 : 097-529-5757 (総務通信担当宛) メール : soumu@ideasoken.jp